

市役所税務課からのお知らせ

寄附金税額控除を受けられる対象が拡がりました！

指宿市では、これまで所得税でしか控除の対象となっていなかった寄附金のうち、条例で指定する寄附金について、個人住民税（市・県民税）でも控除（税額控除）が受けられるようになりました。

■新しく個人住民税の控除の対象となった寄附金

- ・鹿児島県税条例及び指宿市税条例で指定する寄附金で平成24年1月1日以降に支出した次の寄附金

対 象 寄 附 金	指定範囲（寄附先）
①所得税法第78条第2項第2号に掲げる寄附金 公益を目的とする事業を行う法人又は団体（国立大学法人等）に対する寄附金のうち財務大臣が指定したもの	鹿児島県内に主たる事務所を有するもの
②所得税法第78条第2項第3号に掲げる寄附金 特定公益増進法人（独立行政法人、公益社団法人・公益財団法人、私立学校法人、社会福祉法人、更生保護法人等）に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金	
③租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する寄附金 認定NPO法人・仮認定NPO法人が行う特定非営利活動に関する寄附金	
④所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭（認定特定公益信託に対して支出した金銭）	鹿児島県知事又は鹿児島県教育委員会の所管するもの

■これまでも個人住民税の控除の対象となっていた寄附金

- ・都道府県や市町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）
- ・鹿児島県共同募金会に対する寄附金
- ・日本赤十字社鹿児島県支部に対する寄附金

■寄附金税額控除の内容

対象となる寄附金（総所得金額等の30%が限度）のうち、2,000円を超える部分に市民税は6%（県民税は4%）を乗じた額が住民税の所得割額から減額されます。

たとえば、10万円を寄附した場合、市民税は、 $98,000円 \times 6\% = 5,880円$ が、県民税は、 $98,000円 \times 4\% = 3,920円$ が減額となります。

■寄附金税額控除を受けるには

税務署で確定申告を行う必要があります。このとき、寄附を行った際に受け取った領収書等を申告書に添付又は提示しなければなりません。また、住民税での適用を受けるには、申告書の「住民税に関する事項」の欄に該当となる寄附金の額を記載する必要があります。

なお、確定申告が不要な人で、住民税だけの控除を受けようとする人は、市で住民税の申告をしてください。

※詳しい内容については下記に問い合わせください。

指宿市役所市民生活部税務課 22-2111（内線221・222）